

全てのお客様の良きパートナーに



EMZ国際投資税理士法人・EMZ株式会社

経営陣の皆様が会社や事業に専念出来る環境を伴って整備することに尽力し、創業、事業の拡大及び縮小、株式公開（IPO）、事業再生、事業承継等の重要な経営判断をされる経営者や個人事業主の“熱意”に応えるために、財務・会計・税務・労務・登記のサービスをワンストップで提供します。

主な7つのサービス内容

01 税務顧問
日本の様々な金に関するサポートを致します
(SNS、電話、メールOKです)

02 決算・申告
決算書や確定申告の作成、毎月の記帳代行
などの会計や税務を行います。

03 アウトソース
記帳代行、経理代行、給与計算

04 会社設立
日本法人設立登記
設立税務届出

05 納税管理
税務書類受取・保管
納税管理人
納税代行

06 SPCとM&Aサービス
スキームコンサルティング
SPC設立・管理
M&Aアドバイズ、株価評価
デューデリジェンス

07 相続・事業承継
相続や事業承継に関するご相談、相続税、贈与税の確定申告、相続税額の試算、事前対策までお悩みに相続に強い専門家が対応致します。

EMZ (エムズ) 国際投資税理士法人
EMZ (エムズ) 株式会社

〒106-0032
東京都港区六本木2-2-6
福吉ビル7F



電話: 03-5797-8648 FAX: 03-5797-8649
HP: <https://emzgroup.com/>
Email: customer@emzgroup.com



EMZグループ・海外事業

日本企業のアジア進出という法人ニーズ、海外での資産保全や海外移住という個人ニーズ、それらを総合的に、サポートします。海外で積極的に資産を保全していきたい、海外で生活しながら事業展開していきたい、という個人の熱意に対しても、全面的にサポートとしてまいります

主なサービス内容

香港

EMZ ASIA HOLDINGS

- 海外進出コンサル
- 香港・中国法人設立支援
- オフショア法人設立支援
- 香港・中国法人の記帳・決算・監査・申告
- 金融機関口座開設支援
- 各種BIZコンサル

RASTERIZE(HK)

- 広告代理店事業
- イベント事業
- マーケティング・プロモーション
- 展示会出展支援事業
- 日本国内インバウンド事業
- 日本酒関連事業

中国

日本酒関連事業



RASTERIZE(GK) 中国・広州

- 広告代理店事業
- イベント事業
- マーケティング・プロモーション
- 展示会出展支援事業
- 日本国内インバウンド事業
- 日本酒関連事業



RASTERIZE Co., Ltd.

広東語・中国語・英語でのウェブサイトの制作・運営・分析、SEO対策（広東語・中国語・英語）、プロモーションビデオの制作、コンベンション・イベントの企画・運営、各種販促物の提案・制作、食品等の香港への輸入・アドバイス（輸入ライセンス番号：TR-13-001704）香港において20年以上の経験をもつ当社が多様なお客様のニーズにお応えいたします。

所在地 Unit B, 6th Floor, CNT tower, 338 Hennessy Road Wan Chai, Hong Kong
電話 + (852) 2565-5188 FAX + (852) 2565-8488 メール admin@rasterize.com.hk
ホームページ <http://www.rasterize.com.hk/>



代表者プロフィール
EMZ株式会社 代表取締役
EMZ総合会計事務所 所長
公認会計士・税理士 相続診断士

1972年東京生まれ。1996年3月、慶應義塾大学商学部を卒業し、監査法人トーマツ国際専任グループに入社。外国企業の日本法人の国内及びSEC基準に基づく監査業務に従事。1997年1月以降、その後、東京共同会計事務所にて、日本初の不動産流動化案件を含む、数多くの不動産及び金融債権の証券化及び流動化案件の会計及び税務コンサルティングに関与。デリバティブ等の金融商品の開発コンサルティング、M&Aにも従事。1999年5月以降、HSBC証券投資銀行部門、JPモルガン証券投資銀行本部にて、上場企業の日本国内外のM&Aや資金調達業務、IR業務等に従事。2005年11月以降、フィールズ（JASDAQ上場企業）にて、企業投資、グループ戦略の立案及び運営、IRや投資家対応、資本政策の立案、創業者一族の資産管理及び税務対応、監査法人及び顧問税理士対応、銀行及び証券等の金融機関対応、管理業務の効率化、等の会計及び税務並びに財務及び経営企画の責任者として従事。2009年3月、EMZ株式会社代表取締役就任。その後EMZ税理士法人を設立。現在に至る。中堅及び中小企業の税務顧問及び経理アウトソース、相続・事業承継を中心に、労務管理などを含めたワンストップサービスを展開している。2012年12月、EMZ ASIA HOLDINGS（香港）を設立。Managing Directorに就任。香港における海外法人設立・口座開設・進出インフラ構築支援・プライベートバンキングサービスを展開中。

海外投資家様向け決算 & 確定申告パック

海外不動産投資家向け個人所得税確定申告パック

サービス内容 1物件賃金	～10万円	～30万円	～100万円
記帳代行（年間100仕訳）	35,000円	45,000円	55,000円
所得税の確定申告書の作成及び提出並びに税務代理			
追加不動産所得（記帳年間30仕訳）	10,000円	15,000円	20,000円

法人所得税申告パック

サービス内容 売上	～1,000万円	～5,000万円	～1億円	～3億円
記帳代行	170,000円 (300仕訳/年)	200,000円 (600仕訳/年)	270,000円 (1200仕訳/年)	420,000円 (2400仕訳/年)
所得税の確定申告書の作成及び提出並びに税務代理				
税務顧問				

法人設立

サービス内容	合同会社設立	株式会社設立
登録免許税また印紙税等	147,000円	289,000円
税務手続き & 代理手数料		

オプション

それぞれのニーズに合わせて各種オプションを用意しております。

	サービス内容	金額(税込)
1	共有名義	10,000円引き/部屋
2	追加記帳代行	5,000円/50仕訳
3	譲渡所得申告(不動産)	35,000円
4	追加譲渡所得(不動産)申告	25,000円
5	給与所得	25,000円
6	事業所得	35,000円～
7	雑所得	25,000円～
8	譲渡所得(株式/債券)	25,000円～
9	一時所得	35,000円
10	配当所得	35,000円～
11	利子所得	25,000円
12	給与計算	12,000円～/年
13	年末調整及び法定調書一式	20,000円～
14	青色申告	10,000円
15	消費税申告	30,000円
16	納税管理関係(納税管理人、納税と銀行に関する事務サービス)	120,000円/年

FAQ ～法人設立～

F&Q

どんな状況だったら法人を設立すべきですか？

日本法人設立の目的は、主に「ビザ取得」と「節税」の二つです。

- ビザ申請には、日本における安定な収入があり、給料は支払える会社が必要で
す。
- 法人の場合、経費計上の範囲科目が広くて節税効果があります。
- 同じ収入でも、年間納税額が7万円以上の個人は、法人化のほうがお得です

法人の事業展開のメリットは？

法人は、将来の「事業の維持と拡大」のために設立します。

- 銀行からの融資：個人の外国人は基本できませんが、法人なら可能です。
- 多事業の展開：不動産賃貸のほか、民泊、コンビニなどの事業が法人一つで統合
することが可能です

事業の維持と拡大を検討するなら、法人化がお勧めです。

個人と法人の税金、どちらがお得？

税金は、「収入－経費」×税率というように計算されます。

個人の場合は働けが増えれば増えるほど税率が上がってしまいます。

法人の場合は「税率」が安定されていて、「経費」の範囲も広いです。

- 「税率」：「売上－経費」が330万円以下なら個人の方がお得です。
- 「経費」：法人は個人より下記の経費が計上できます

①役員報酬：ビザ申請の場合、低くても月20万円、年間240万円が計上されます

②社宅家賃。役員が自分の日本住所を社宅にすれば、月数万円の賃料が経費計上可
能。

したがって、年間の収入が1000万円以上なら、法人化がお勧めです。

合同会社と株式会社の違いは？

1人で今の事業を維持しただけなら合同会社、

将来的に事業拡大しようとしたら株式会社の方が良いです。

株式会社は合同会社より社会的に信頼されやすく、将来の融資が投資に向いていま
す。

その他

日本で会社を所有したい場合、既存の会社の株取得や、海外法人の日本支社設立とい
う方法もあります。

海外不動産投資家向けの不動産譲渡時の節税対策：TK-GKスチーム。

それらに関する財務調査や必要手続きなども、お問合せください。

FAQ ～個人確定申告～

F&Q

確定申告ってなに？

過去1年間の所得(収入-費用)に対して発生する税金を自ら税務署に報告する義務
です。

日本人にとって当たり前のことですが、外国人にはまだまだ知られていません。

収入が少ないならしくなくてもいい？

日本に住所がない外国人が確定申告しなくても、税務署には捕捉されない事例
や、家賃収入に対して源泉税が徴収されないから申告していない事例が多いよう
です。物件を売却した場合、売却額の10.21%が源泉徴収されます。その源泉徴
収税は確定申告によって、全額か一部還付することが可能ですが、過去の無申告
が判明されたら、その税金が還付されない場合もありますので、不動産所得が発
生する時点から申告することはお勧めです。

例えば、購入価格1,000万円の物件は1,500万円で売却する時に、1,500万円の
10.21%の1,531,500円は源泉徴収されます。過去無申告が判明されたら、
1,531,500円の源泉徴収税が還付できない場合があります。

外国人にとって確定申告をするメリットは？

- ・日本で使った各費用が「経費」に計上され、収入と相殺できます。
※赤字の申告なら、今年の損失は来年以後の収入とも相殺できます。
- ・源泉徴収された税金の全部か一部の還付することが可能です。

確定申告の費用は大体いくらかかるか？

確定申告にかかる費用は、記帳代行、確定申告書作成及び代理の費用です。

EMZの場合、1物件に当たり、35,000円～させて頂いております。詳しい見積は
不動産会社に関合せてください。

その他

- ・日本に来るお子様に日本の不動産を贈与または相続する場合どうしたらいいか...
 - ・個人事業から法人設立する場合、どうしたらいいか...
- 等々、お気軽に関合せてください。

EMZには、実務経験20年以上の日本も税理士や確定申告に強い中国人スタッフ
がおります。

中国語、英語、日本語に完全対応しています。

Wechat、Line、Whatsappで、いつでもお問合せください。